

防犯対策強化事業補助金交付要綱 Q & A

○申請手続について

Q 個人で申請はできますか？

A 個人の申請は受付していません。

本補助金は、あくまで防犯協会や防犯ボランティア団体等を対象とした補助事業です。防犯協会や防犯ボランティア団体等を通じて申請する必要があります。

Q 申請から補助金交付までの基本的な流れを教えてください。

A ① 申請書の提出

事業者は様式第1号「防犯対策事業補助金交付申請書」に添付書類を添えて佐賀県警察本部生活安全企画課（以下「事務局」という。）に提出してください。

※ 防犯対策事業補助金申請書等の作成は記載例を参照してください。

② 審査

事務局が、「防犯対策強化事業補助金交付申請書」等を受理、審査後、事務局から事業者宛に「防犯対策強化事業補助金交付決定通知書」を送付します。

③ 交付決定書の受領

事業者は、「防犯対策強化事業補助金交付決定通知書」に基づき、「防犯対策強化事業補助金概算払請求書」を提出してください。

事務局が「防犯対策強化事業補助金概算払請求書」を受領後、補助金を交付します。

④ 実績報告書の提出

事業を実施し、会計処理も含め事業が完了すれば、「防犯対策強化事業補助金実績報告書」に添付書類を添えて事務局に提出してください。

※ 防犯対策強化事業補助金実績報告書等の作成は記載例を参照してください。

⑤ 補助金額の確定

事務局が、「防犯対策強化事業補助金実績報告書」等を受理、審査後、事務局から事業者宛に「防犯対策強化事業補助金確定通知書」を送付します。

Q 事業を申請する際に、防犯カメラ設置補助事業と防犯活動経費補助事業を分けて申請してもいいですか。

A 補助金の交付申請は、防犯カメラ設置補助事業に係る補助金の交付と、防犯活動経費補助に係る補助金の交付は同時に申請（同一申請）しても、分けて申請しても構いません。

但し、防犯カメラ設置補助金事業や防犯活動経費補助事業をそれぞれ複数申請した場合、申請ごとに、交付決定を出しますので、事業報告は交付決定毎に作成する必要があります。

Q 申請書等の様式右上に発番号の記載がありますが、発議簿がない地区は、発番号は必要でしょうか。

A 要項では発番号について規定していませんので、必要ありません。

例えば、地区防犯協会等の本申請の管理番号等として、漏れなどがないように独自番号として使用していただいて差し支えありません。

Q 「防犯対策強化事業補助金交付申請書」や「防犯対策強化事業実績報告書」には押印が必要ですか。

A 押印は必要ありません（押印された場合でも、受理いたします）。

Q 防犯カメラ購入設置事業と防犯活動経費補助事業の片方の事業が終了した場合、1つの事業の実績報告書を先に出してもいいですか。

A 実績報告書は、受領した防犯対策強化事業補助金交付の決定通知毎に提出をお願いします。

2つの事業について決定通知書が1通である場合は、2つの事業終了後に提出をお願いします。

Q 申請等について、電子メールによる申請は可能ですか

A 要綱に紙面提出を規定していませんので、可能です。

メール申請先 keisatsubouhan@pref.saga.lg.jp

○ 防犯カメラ購入補助事業について

Q 防犯カメラの設置場所について「公民館、集会場、災害用倉庫、ゴミ集積場等の自治会が管理している場所及び不特定多数の者が行き交う公共の場所等」と記載がありますが、「不特定多数の者が行き交う公共の場所等」とは、どのような場所でしょうか。個人や事業所は含まれるのでしょうか。

A 本補助金で設置する防犯カメラは、公共安全を守るために設置する防犯カメラであることから、その機器や画像の管理及び利用を適切に行う必要があるため、個人の申請は対象外です。

また、「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」には、「防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針」という指針があります。この指針は、道路、公園、駐車場その他の不特定多数の者が出入りする公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用基準等が示されていますので参照いただき、この指針を満たす事業所であれば可能です。

例えば、駅、バスターミナルなどの公共交通施設は申請可能ですが、市町が管理している公園や公民館等の施設場合（防犯協会への申請者が市長や町長となる場合）は、個別に検討が必要となりますので、事前に事務局まで相談をお願いします。

※ 事例

市町が管理している公園へ自治会からの要望により防犯カメラの設置する場合は、申請を希望する自治会で市町への設置許可を取られる等の条件により、設置が可能となる場合があります。

Q 防犯カメラ設置補助事業について、「防犯カメラ作動中」などと記載した注意喚起看板やステッカーの購入も設置経費も含まれるのでしょうか。

A ステッカーは、カメラと一緒に付属品として購入手出来る程度（同じ見積書にカメラとステッカーが入っていることや、カメラの値段を上回らないこと）であれば、防犯カメラ設置補助費として計上が可能です。

看板が大きく別の業者に頼む場合等では、看板の金額が高額になると思われるので「防犯活動経費補助事業」の需用費で対応をお願いします。

Q 推奨するカメラの仕様はあるのでしょうか。また、トレイルカメラも対象となるのでしょうか。

※トレイルカメラとは

人の体温を赤外線センサーが感知したときだけ、自動で写真や動画を撮影するカメラのこと、乾電池式やソーラーパネルで使え、電源不要なものが多い

A 推奨するカメラの仕様はありません。

カメラ仕様について条件がありませんので、トレイルカメラについても申請可能ですが、電池式は、こまめな管理が必要となります。電池切れで録画できない場合などが考えられますので、ソーラーにする等、電源を確保するよう対応をお願いします。また、本事業については、あくまで、固定式のカメラを対象としていますので、トレイルカメラを固定して使用する必要があります。

Q 広い1施設に複数のカメラを設置申請することは可能でしょうか。

A 可能です。

Q 設置されているカメラが古くなっており、画像が不鮮明であることから、取り替えのための購入を考えているのですが、可能でしょうか。

A カメラの設置を新設と限っていませんので、カメラ更新の設置は可能です。但し、古いカメラの取り外し工事の工賃は含まれません。

Q 不法投棄場所（山中等）にカメラを設置することを想定しています。

そこで、取付、取り外しが出来るカメラを購入することは可能でしょうか。

A 山中等の設置については、設置場所を「不特定多数の者が行き交う公共の場所等」としているため、不法投棄場所に不特定多数の者が入る状況があれば、設置可能です。別途疎明資料（写真等）が必要となります。

但し、今回の補助事業は、固定式の防犯カメラを想定していますので、取付取り外しを前提とした防犯カメラについては、防犯カメラ設置補助費での購入は出来ません。

また、防犯活動経費補助事業の「防犯に関する消耗品費」で防犯カメラは含まれないことから、申請できません。

Q 防犯カメラは1箇所当たり 80 千円が上限ですが、例えば安価なカメラを複数申請して設置することは可能でしょうか。

A 可能です。

○ 防犯活動経費補助事業について

Q 「需用費全体で 559 千円」との記載がありますが、1 地区防犯協会当たりでしょうか。

A 県内の 12 地区防犯協会と 1 県防犯協会を 13 地区と考えて、1 地区あたり 559 千円の需用費があります。

Q 防犯広報啓発品として、実用的な防犯ブザーやワイヤー錠の購入は可能でしょうか。

A 可能です。

Q 防犯広報のためにチラシの印刷を考えていますが、業者に依頼すると高額となるため、紙とインクを購入し、協会のプリンターで印刷したいのですが、インクや紙の申請はできるのでしょうか。

A 可能です。

但し、見積や請求書には（インク代、紙代）と記載されると思いますので、購入したインクで作成したチラシを一部添付するなどの疎明資料をつけて実績報告をお願いします。

Q 防犯灯の購入や、既設の防犯灯の電球を LED に切り替えたいと考えていますが購入は可能でしょうか。

A 購入できません。今回、需用費は「防犯活動経費補助」としてありますが、防犯活動する活動費の補助であることから、自治体が設置する設備の購入はできません。

但し、防犯ボランティアが活動の一環として費用を捻出し防犯灯を設置、維持しているような疎明資料等があれば可能です。

Q 防災に活用するための、蓄電池は購入可能でしょうか。

A 防犯ではないため、申請対象外です。

Q 「地域安全マップ制作費等」とありますが、学校が申請してよいのでしょうか。

A 間接補助事業者を佐賀県内に所在する県内自治体、自治会、防犯ボランティア団体等としており、学校は含まれていませんので、申請できません。

但し、防犯ボランティア団体が、学校が作成したマップを受領して、地区の人へ配布する場合に防犯ボランティア団体が申請することは可能です。